

105 居宅療養管理指導費

点検項目	点検事項	点検結果	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
	1月当たりの延べ訪問回数が50回以下	<input type="checkbox"/> 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/> 該当	
(薬剤師が行う場合) 麻薬管理指導加算	沈痛緩和のために麻薬の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対する、麻薬の使用に関する必要な薬学的指導	<input type="checkbox"/> 実施	

404 介護予防居宅療養管理指導費

点検項目	点検事項	点検結果	
(薬剤師が行う場合) 麻薬管理指導加算	疼痛緩和のために麻薬の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対する、麻薬の使用に関する必要な薬学的指導	<input type="checkbox"/>	実施
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/>	該当
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/>	該当
	1月当たりの延べ訪問回数が50回以下	<input type="checkbox"/>	該当
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	<input type="checkbox"/>	該当

105 居宅療養管理指導費

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
麻薬管理指導加算 (薬剤師が行う場合)	○	加算	1回につき 100単位	<p>疼痛緩和のために厚生労働大臣が定める特別な薬剤(平成27年厚生労働省告示第94号)の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ただし、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第94号11> 麻薬及び向精神薬取扱法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬</p>
特別地域居宅療養管理指導加算	○	加算	1回につき 15／100	<p>厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に所在する指定居宅療養管理指導事業所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等(歯科衛生士、保健師又は看護職員)が指定居宅療養管理指導を行った場合 (薬剤師が行う場合)情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。</p> <p><平成24年厚生労働省告示第120号></p> <ul style="list-style-type: none"> - 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 - 奈良群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奈良群島 - 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村 - 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 - 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島 <p>六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス及び同法第42条第2号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの</p>
中山間地域等における小規模事業所加算	○	加算	1回につき 10／100	<p>厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)に適合する指定居宅療養管理指導事業所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行った場合 (薬剤師が行う場合)情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。</p> <p><平成21年厚生労働省告示第83号1></p> <p>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)第2号のその他の地域であって、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に規定する地域を除いた地域</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯 ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地 ハ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域 <p><平成27年厚生労働省告示第96号4の3></p> <p>1月当たり延べ訪問回数が50回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。</p>
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	○	加算	1回につき 5／100	<p>厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第73条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいふ。)を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合 (薬剤師が行う場合)情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。</p> <p><平成21年厚生労働省告示第83号2></p> <p>次のいずれかに該当する地域</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ロ 奈良群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奈良群島 ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯 ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地 ホ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村 ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 ト 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域 チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 リ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域 ヌ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島

404 介護予防居宅療養管理指導費

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
麻薬管理指導加算 (薬剤師が行う場合)	○	加算	1回につき 100単位	<p>疼痛緩和のために厚生労働大臣が定める特別な薬剤(平成27年厚生労働省告示第94号)の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ただし、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第94号80> 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬</p>
特別地域居宅療養管理指導加算	○	加算	1回につき 15／100	<p>厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に所在する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合 (薬剤師が行う場合)情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。</p>
中山間地域等における小規模事業所加算	○	加算	1回につき 10／100	<p>厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)に適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合 (薬剤師が行う場合)情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。</p> <p><平成27年厚生労働省告示第96号71の2> 一月当たり延訪問回数が50回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所であること。</p>
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	○	加算	1回につき 5／100	<p>厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第73条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合 (薬剤師が行う場合)医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者及び居宅療養管理指導費が月1回算定されている利用者に対して情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定しない。</p>